

第3子以降保育料等助成制度

保育料等の助成を拡充します

市では、昨年度から保育園、幼稚園、認定こども園などの利用者を対象に、市独自の取り組みとして所得に関係なく、一律に保育料等の2分の1を助成する「第3子以降保育料等負担軽減事業」を始めています。本年度から国が市町村民税課税額の所得割の合計額(以下、課税額)77101円未満の世帯の第3子以降の保育料等を無償化したことに伴い、市では同事業の助成額を拡充。国

の無償化制度の対象とならない課税額97000円未満の世帯についても、保育料等を全額助成します。さらに、国の助成対象とならない認可外保育施設についても、課税額が97000円未満の場合、保育料等を全額助成します。課税額97000円以上の世帯については昨年度同様、保育料等の2分の1を助成します。要件を満たしている場合、申請することで助成が受けられます。

本市の助成制度の対象児童の捉え方

中学生以上
 小学生以下

中学生以上のきょうだいはカウントしない

第1子として数える
 第2子として数える
 第3子以降として数える

助成区分

課税額	認可保育所	認定こども園	市立幼稚園	私立幼稚園	認可外保育施設
97,000円以上	市の2分の1助成の対象				
97,000円未満	市の全額助成の対象(本年度拡充)				
77,101円未満	国の無償化制度の対象(本年度から)				
	無料(生活保護世帯)				

対象児童

小学生以下の年長者から数えて、3番目以降の園児

助成額

- 課税額が97000円未満の世帯
平成28年度分として支払った対象児童の保育料等の全額「拡充」
- 課税額が97000円以上の世帯
平成28年度分として支払った対象児童の保育料等の2分の1

※対象児の保育料等が無料の場合や、私立幼稚園就園奨励費補助金が保育料等の年額相当額の場合は対象外

対象施設

認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、私学助成の幼稚園、認可外・事業所内保育施設

申請方法

入所施設を通じて必要書類を受け取り、同施設へ提出
 ※市外の保育施設を利用している場合や、年度途中で退所し現在保育施設を利用していない場合は左記へ

【問い合わせ】

教育委員会こども課(☎45・1311内線345)